

～セクシュアルハラスメントによる 労災請求の相談窓口開設について～

職場におけるセクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は労災保険の対象となります。

愛媛労働局では、職場でのセクシュアルハラスメントなどのストレスによる精神障害に関する労災請求等の相談について、専門調査員(臨床心理士)による相談窓口を、毎月1回開設しますので、ご利用ください。

○ 8月の相談日等

日時 8月29日(水) 13時～16時

場所 愛媛労働局 労働基準部 労災補償課

松山市若草町4-3 (松山若草合同庁舎5階)

○ 9月の相談日等

日時 9月19日(水) 13時～16時

場所 愛媛労働局 労働基準部 労災補償課

松山市若草町4-3 (松山若草合同庁舎5階)

※ **ご相談は、予約制です**。相談を希望される方は、事前に電話でお問い合わせください。(相談日等については、愛媛労働局ホームページに掲載しています。)

○ 問い合わせ先 愛媛労働局 労働基準部 労災補償課 089-935-5206